平成２２年（フ）第２０７７号
福岡県朝倉郡筑前町曽根田1478番地１
債務者　川村　重利
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１１８号
福岡市博多区金の隈２丁目13番13―904号
債務者　佐藤フジ子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３６号
福岡市博多区相生町３丁目１番25号
債務者　森田　眞次
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３７号
福岡市博多区相生町３丁目１番25号
債務者　森田　君子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２６号
福岡市早良区西新１丁目７番10号
債務者　藤波　明美
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３２号
福岡市早良区原８丁目９番８―202号
債務者　大坪　和政
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３６号
福岡県春日市惣利１丁目92番地セジュール・惣利105号
債務者　草野　博文
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３７号
福岡県春日市惣利１丁目92番地セジュール・惣利105号、住民票上の住所佐賀県鳥栖市原古賀町457番地１
債務者　草野　直子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３９号
福岡県糟屋郡志免町王子４丁目２番７―303号
債務者　八島　　理
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５３号
福岡市南区鶴田４丁目51番13号
債務者　河野裕美子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８２号
福岡県古賀市天神５丁目11番７―101号
債務者　江崎　祐治
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２９４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒300番地２リバティハウスＡ106号
債務者　神吉　真一
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３４７号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘16番203号
債務者　春田　悦子
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３５８号
福岡市東区奈多１丁目２番59―101号
債務者　齊藤　静音
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３７６号
福岡市城南区宝台団地11番105号
債務者　今村　信夫
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４００号
福岡市東区和白４丁目15番12―401号
債務者　吉岡　　太
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４４１号
福岡市博多区美野島３丁目14番２―402号
債務者　福田　照雄
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７１号
福岡市東区塩浜１丁目23番12号
債務者　綿名　盛二
１　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部